

(別紙第2)

勸 告

本委員会は、職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告します。

I 令和6年4月の民間給与との比較に基づく給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）及び学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 地域手当

ア 本年の改定

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、支給割合を100分の12.35とすること。

イ 給与カーブの見直し

令和7年4月1日から、支給割合を100分の12.45とすること。

(3) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和6年12月期の支給月数

(イ) (i)以外の職員

期末手当の支給月数を1.275月（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7125月）とし、勤勉手当の支給月数を1.075月（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5125月）とすること。

(i) 特定幹部職員

期末手当の支給月数を1.075月（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.6125月）とし、勤勉手当の支給月数を1.275月（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.6125月）とすること。

イ 令和7年6月期以降の支給月数

(7) (i)以外の職員

6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.25月（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.7月）とし、6月期及び12月期に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.05月（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.5月）とすること。

(i) 特定幹部職員

6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.05月（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6月）とし、6月期及び12月期に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.25月（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6月）とすること。

2 任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和6年12月期の支給月数

期末手当の支給月数を1.75月とすること。

イ 令和7年6月期以降の支給月数

6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ

1.725月とすること。

3 任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 令和6年12月期の期末手当の支給月数

支給月数を1.75月とすること。

II 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係条例の改正

1 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表

I 1(1)による改定後の給料表を別記第4のとおり改定すること。

令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給における給料月額（以下「旧給料月額」という。）と同じ職務の級の同額の号給（旧給料月額に対応する号給がない場合においては、その給料月額の直近上位の額の号給）を適用すること。

(2) 諸手当

ア 扶養手当について

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族

たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第8条第4項及び学校職員の給与等に関する条例第8条第4項の規定により加算される前の額)を1人につき13,000円とすること。

イ 単身赴任手当について

新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが人事委員会規則で定める基準に照らして困難であるものに対し、単身赴任手当を支給すること。

ウ 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当について

住居手当、特地勤務手当、へき地手当及び寒冷地手当を支給すること。

2 任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の特別給については、報告において述べた今後の国の動向等を考慮して改定すること。

3 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年神奈川県条例第77号)の改正

暫定再任用職員に対して、住居手当、特地勤務手当、へき地手当及び寒冷地手当を支給すること。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、Ⅰ 1(2)イ及びⅠ 1(3)イ並びにⅠ 2(2)イ、Ⅱ並びにⅢ 2(1)については、令和7年4月1日から実施すること。

2 経過措置等

(1) 扶養手当の月額等の特例措置

扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項を定める規定について、所要の措置を講ずること。

(2) その他所要の措置

(1)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。